

## 松阪市長選挙におけるポスター掲示場の作製・設置・撤去及び保守管理業務委託仕様書

松阪市選挙管理委員会

この仕様書は松阪市（以下「委託者」という。）が発注する松阪市長選挙（以下「市長選」という。）における公営選挙ポスター掲示場（以下「掲示場」という。）の作製・設置・撤去及び保守管理等について定めるものである。

## 1. 掲示場の設置数・日程等

〔1〕 設置数 市内361箇所

〔2〕 設置場所・設置方法 別紙1「ポスター掲示場設置場所一覧」参照

※設置場所や個所数については、公告時点のものであり所有者の都合等により変更となる場合がある。

〔3〕 スケジュール

作製作業開始	契約日以降
設置作業開始	令和5年7月24日（月）
設置完了	令和5年8月18日（金）
修正完了	令和5年8月24日（木）
撤去作業開始	令和5年9月4日（月）
撤去完了	令和5年9月20日（水）

## 2. 掲示板の規格等

〔1〕 作製枚数 370枚（うち9枚は予備用）

〔2〕 材質 【掲示板】リサイクル型アルミ板（焼付塗装及び裏面反射防止塗装付）、再生プラスチック、再生パルプ耐水ボード のいずれか

【支柱等】L型アングル、単管パイプ のいずれか

〔3〕 強度 掲示場の設置から撤去までの間、屋外での日照や風雨等に耐え、倒壊及び色落ちや変形、ひび割れ等が発生しない強度を有すること。

〔4〕 掲示板寸法 6区画2段式（縦1,000mm×横2,000mm 以内）

（別紙3、4参照）

※設置工法図は標準仕様を示したものであり、十分な強度を確保できれば同等とする。

- 〔5〕印刷事項 掲示板の表面は白色とし、黒色で区画線、区画番号及び表題を印刷する。  
区画線の太さは10mm～20mmとし、1区画の大きさは区画線の内側において縦・横ともに420mm以上とする。  
※詳細は別紙2、3のとおり  
※表面の印刷に入る前に、委託者に校正原稿等の確認を受けること

### 3. ポスター掲示場の設置

- 〔1〕掲示場の設置開始までに松阪警察署の道路使用許可を受けること。
- 〔2〕契約締結後、速やかに委託者と設置日程等の協議を行い、設置作業に着手する前に設置計画表（書式は任意）を提出すること。また、設置作業着手後は、作業日毎の進捗状況を翌日午前10時までに委託者へ報告すること（電子メール、FAXによる報告可）。
- 〔3〕各区域での掲示場の設置開始前には当該区域の担当者（松阪市選挙管理委員会事務局、各地域振興局、地区市民センター等）に連絡を入れ、注意事項等の確認を受けること。また、各区域内での設置完了後には担当者にその旨の連絡を入れること。なお、各区域担当者の連絡先の資料は契約締結後、受託者へ渡すものとする。
- 〔4〕掲示場は、ポスターの貼りやすさと見やすさに配慮し、掲示板の上端が設置場所前の地面から1,800mm～2,000mm程度の高さとなるように設置すること。また掲示板の表面が樹木や電柱・電線等によって隠れることがないように設置すること。  
設置場所において下草の刈り払い、樹木の枝払い等の必要があると判断される場合には、土地所有者又は管理者の承諾を得ること。また、草刈りや枝払い等により発生したゴミ類は、受託者の責任において処分すること。
- 〔5〕掲示板の左右から支柱がはみ出る場合には支柱の先端へのキャップの取り付けや、結束した番線の不要部分は切り取って切断部を折り返すなど、通行人等に危険が無いよう配慮して設置すること。特に公園や広場等に設置する場合には、支柱付近に子ども等が近づかないようロープやテープなどで脚部に囲いをする事。
- 〔6〕支柱をフェンスやガードパイプ、ブロック塀等の構造物に固定する際は、それらの構造物に損傷を与えないように当て布等で保護すること。また、支柱を地面に打ち込む際には水道管等の埋設物に十分注意すること。万一、設置時に周囲の構造物等に損害を与えた場合は、速やかに修繕等の対応を行うこと。
- 〔7〕設置した掲示板の表題下部の括弧内に別紙1「ポスター掲示場設置場所一覧」の一連番号を油性ペンなど耐水性のあるものではっきりと記入すること。
- 〔8〕掲示場の設置場所および設置方法は別紙1「ポスター掲示場設置場所一覧」のとおりとするが、現場において指示どおりの設置が困難と判断されるときは受託者のみで判断せず、委託者と協議の上で設置場所や工法の変更を行うこと。

#### 4. ポスター掲示場設置後の確認・修正

- 〔1〕各掲示場において設置後にデジタルカメラで以下のAとBの2種類の写真を撮影し、全ての掲示場の設置が完了したら、それらの画像データをCDまたはDVDもしくはUSBメモリに保存したものを設置完了期限の翌日までに委託者に提出すること。
- A：近景（正面から掲示板印刷面の内容がわかるように撮影したもの）
- B：遠景（斜め前方の少し離れた所から周囲の様子もわかるように撮影したもの）
- ※データ形式はJPEGとし、ファイル名は掲示場一連番号+AまたはBとする  
（例：1-1A、1-1B、1-2A、1-2B、・・・）
- ※各写真には黒板等に当該掲示場一連番号を記入したものを一緒に写すこと
- ※提出を受けた画像データは以後の選挙の際に、参考資料として選挙管理委員会事務局からポスター掲示場設置業務受託先等に提供できるものとする
- 〔2〕設置後の掲示場について、委託者から位置や設置方法等の修正を求められた場合は、速やかに対応すること。また、修正後の掲示場の近景・遠景を撮影した画像データを委託者に提出すること（電子メールでの提出可）。

#### 5. ポスター掲示場の保守管理

- 〔1〕契約期間中は曜日等にかかわらず、委託者から連絡が取れる体制を常に整えておくこと。また、掲示場の設置開始後は、委託者からの指示による補修等に迅速に対応できる体制を常に整えておくこと。
- 〔2〕掲示場に破損等が生じた場合は、委託者の指示により、直ちに掲示場の補修（掲示板の交換・再設置を含む。以下同じ）を行う。なお、立候補者のポスターが掲示板に貼られている場合は、指示なく触れないこと。

#### 6. ポスター掲示場の撤去

- 〔1〕投票日翌日以降、指定された期間内に速やかに全ての掲示場を撤去すること。また、撤去作業開始後は、作業日毎に進捗状況を委託者に報告すること。  
（電子メール・FAXによる報告可）
- 〔2〕撤去作業にあたっては、掲示板や支柱の他、設置に使用した全てのものを回収し、設置場所を原状に復すること。杭穴の埋め戻しやボルト・番線等の除去は、確実に実施すること。
- 〔3〕撤去後の各種資材は法令に基づき適切に処理し、可能な限り再資源化を行うこと。

## 7. 特記事項

- 〔1〕 受託者は、選挙を公正かつ適正に執行しようとする法の趣旨を十分理解・認識した上で委託業務にあたること。掲示場の設置の仕方に適切を欠いた場合や、とりわけ設置完了の遅滞の場合には、選挙無効の原因ともなり社会的にも重大な結果を招くことになるので特に留意すること。
- 〔2〕 各種作業にあたっては、通行中の人や車両等に支障の無いよう十分注意すること。また、受託者は、掲示場設置場所の土地所有者や管理者、近隣住民等と良好な関係を保つよう誠実に努めること。
- 〔3〕 委託業務の実施にあたって、受託者が第三者に損害を与えたときは、委託者の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うとともに、自ら紛争の処置をすること。受託者は、この賠償義務を補填するため、損害賠償責任保険に加入するものとし、保険契約を締結した後遅滞なく加入保険証の写しを委託者に提出すること。
- ・ 保障期間 設置開始日から撤去完了日まで
  - ・ 補填限度額 身体障害賠償 対人1名につき 1億円以上  
財物損壊賠償 1事故につき 5000万円以上
- 〔4〕 台風接近時など、災害等による掲示場の損壊が予想される場合には、市内の全域または一部地域の掲示場の撤去時期の前倒しや、掲示板の一時撤去および再設置等を指示することがある。その際は速やかに対応すること。また選挙が無投票となった場合も撤去時期の前倒しを指示する可能性があるため、その際は速やかに対応すること。
- 〔5〕 前項までの当仕様書の記載事項に係ることは、すべて委託業務の範囲内とし請負金額の増減はしない。ただし、以下の場合においては、必要に応じ協議の上、変更契約を締結するものとする。
- ・ 契約後に大幅な仕様の変更があった場合
  - ・ 災害等により多数の掲示場に損傷・補修が発生し、予備用で足りなくなった場合
  - ・ 災害等の恐れにより多数の掲示場の一時撤去および再設置を実施した場合
- 〔6〕 支払いについては、全ての委託業務が終了し、受託者が履行確認を受けた後、請求のあった日より30日以内に支払うものとする。
- 〔7〕 受託者は作業員等の雇用条件や賃金の支払い状況、作業環境については十分に把握し適正な労働環境を確保しなければならない。なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申し出があり、松阪市が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出するものとする。また必要に応じ、労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。

〔8〕受託者は、本業務で取り扱う情報には個人情報並びにその他機密とすべき情報が含まれていることを理解し、適正な取り扱いを行える管理体制を整え、維持しなければならない。また受託者は委託者の許諾もしくは裁判等の正当な理由がなくしては、本業務に関して知り得た情報及び成果について他に漏らす、もしくは流用してはならない。

〔9〕その他、この仕様書に定めのない事項および疑義ある事項については、委託者と協議の上、委託者の指示に従い履行するものとする。

〔10〕問い合わせ先

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1（松阪市役所5階）

松阪市選挙管理委員会事務局

担当：久世・山本

電話：0598-53-4411

FAX：0598-53-4410

メール：[senkan@city.matsusaka.mie.jp](mailto:senkan@city.matsusaka.mie.jp)